



合理的配慮について考えましょう！～その1～



合理的配慮とは、前々号『インクルーシブの窓 VOL.5』で紹介した「障害者の権利に関する条約」第2条（定義）において提唱されました。

条約に照らし、日本の学校教育では、合理的配慮とは、「障害のある子供が、他の子供と平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」と定義されています。

※きつつきが商売をはじめま
お店の名前は「音や」です
か分かりにくいので、その

実際にあった例を紹介します。

- 「読むこと」に困難さのある子供が、みんなと一緒に音読の活動に参加するために…
⇒ 教科書に振り仮名を付ける。文節の区切りに印を付ける。
- 「書くこと」に困難さがある子供が、作文を書く活動への抵抗感を減らすために…
⇒ 書く分量を少なくする。作文メモ（5W1H）や写真を使う。
- 忘れ物が多い子供が、持ち物を自分で確かめられるように…
⇒ 下校準備の時、持ち物チェック表を書いて、連絡帳に貼る。
- 聴覚過敏ある子供が、全校集会に参加するために…
⇒ 体育館の入口の近くに座って話を聞く。イヤーマフを使う。



学校における合理的配慮は、障害名で決まるものではありません。指導内容や学習目標を安易に変更するのではなく、障害のない子供と共に活動するために必要な配慮を、本人の状態や環境等を総合的に判断して提供していきます。みんなと同じスタートラインに立つために必要な支援と言えるでしょう。

私たちは、日々、子供たちが多様性を認め合い、「分かる授業」に主体的・対話的に取り組むことを目指しています。授業における合理的配慮は、決して新しいことではなく、先生方のこれまでの実践の中にたくさんのヒントがあるのです。

<引用・参考>

- 障害のある子供の教育支援の手引き（文部科学省 2022年）
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（中央教育審議会初等中等教育分科会 2012年）